

○議 事 日 程（第 2 号）

令和 5 年 9 月 21 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 関ヶ原町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 4 議案第 73 号 町道の路線変更について
- 日程第 5 議案第 74 号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 75 号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 83 号 令和 4 年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 84 号 令和 4 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 85 号 令和 4 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 86 号 令和 4 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 87 号 令和 4 年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 88 号 令和 4 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 89 号 令和 4 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 90 号 令和 4 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 91 号 令和 4 年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 16 議案第 92 号 関ヶ原町功労者の選定について
- 日程第 17 議案第 93 号 工事施行協定の変更について
- 日程第 18 議案第 94 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 19 議案第 95 号 令和 5 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 3 号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	北村一磨君	2番	吉田仁君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	谷口輝男君	8番	高木博之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	渡邊勝敏君	参事兼総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	難波真哉君
住民課長	西村克郎君	産業建設課長	兒玉勝宏君
水道環境課長	坂東崇君	診療所事務局長 兼医療保健課長	徳永英俊君
介護事業課長	吉森明博君	教育課長	山田勝君
西消防署長	桐山潤君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	関東正晃	書記	高木聖敏
書記	小寺由香		

開議の宣告

○議長（谷口輝男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口輝男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番 吉田仁君、3番 子安健司君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（谷口輝男君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

1番 北村一磨君。

〔1番 北村一磨君 一般質問〕

○1番（北村一磨君） 質問項目、通学路の「ゾーン30プラス化」計画について。

現在、小中学校付近の通学路に関して、土・日、祝日を除く朝7時から8時半と15時から17時の時間帯で自動車の進入禁止区域となっております。しかし、小学校低学年の下校時刻は15時前のときもあり危険です。

また、近隣住民の方を含め、その時間帯での道路の利用者は毎年通行許可証の申請が必要となっており、負担が大きいのが現状です。さらに、病気や災害等で子どもを迎えに来る場合に進入しても違反となってしまいます。

警察による交通規制の中に、「ゾーン30」といって、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策があります。これは、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度制限を実施するもので、アスファルトを緑色にカラー舗装するなどして、その区域が分かりやすくなります。また、「ゾーン30プラス」とは、警察による「ゾーン30」に加え、道路管理者による進入抑制対策、速度抑制対策等の物理的デバイスの設置で生活道路を人優先の安心・安全な通行空間とする整備のことで、近年の新しい取組として注目されています。

そこで、以下について町長の見解を伺います。

既に公安委員会の意思決定がなされ、警察による「ゾーン30」化は進められており、現在標識等を準備されているとのこと。同時に、町は道路管理者として、小学校前の横断歩道を速度抑制効果の高いハンプと組み合わせた「ゾーン30プラス」化を検討していただきたいが、

考えをお伺いします。以上です。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

児玉産業建設課長。

○産業建設課長（児玉勝宏君） 失礼いたします。

通学路のゾーン30プラス化計画について、私のほうから答弁をさせていただきたいと思いません。

小中学校を中心に、松尾地内から東町地内における車両通行禁止の規制は昭和40年代に設置されましたが、人口減少や交通量の減少など、また地域住民の方についても、毎年申請手続が必要で負担となっております。

現在の生活環境や学校活動など現状とそぐわない部分も多く、PTAよりゾーン30の御要望もあり、小学校付近のゾーン30規制と車両通行禁止区域の見直しを検討してきました。昨年度より所轄警察との調整などを進め、教育委員会や学校関係者、またスクールゾーン沿線の地元自治会長などへ所轄警察から詳細説明を進め、今年度の4月開催の自治会長会議においても御説明をいただき、御理解を得たところでございます。今年度において、公安委員会の許可を踏まえ、今年の年末頃には、ゾーン30規制と併せて車両通行禁止区域規制が廃止となると所轄警察より聞いております。

御質問のゾーン30プラスは、物理的デバイスを加え、さらに安全なスクールゾーンを確保していく対策でございますので、小学校前のハンプと組み合わせた横断歩道の設置も含め、子どもたちの安心・安全な通学路の確保に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許します。

〔1番議員挙手〕

1番 北村一磨君。

○1番（北村一磨君） ただいま積極的に取り組んでまいりたいというふうにおっしゃっていただきましたけれども、具体的な進め方について、分かる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思えます。

○議長（谷口輝男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） ゾーン30プラスにつきましては、ゾーン30の中のある一定の区域、道路等を指定して、その区域に速度抑制対策等の物理的デバイスを設置してやっていくというものになると思えます。そのため、どの道路をゾーン30プラスにするかということも今後検討が必要だと思えますし、そうした場合に、どのようなデバイスを設けていくか、これは大きな課題になってくるといふふうに思っております。当然、交差点なんかは、言われたようにちょっと盛り上げた形でスピードを抑制する対策であるとか、道路にいろんなものを設置して、交通障

害的なものを設置してスピードを出させないとか、そんなことをやっていかなければならないというふうに思っているところがございます。

関ヶ原町におきましては、消防設備、また除雪の関係、消雪装置等もでございます。そういったものの機能は十分に果たしながらやっていかなければいけないと思っておりますし、現在の道路につきましては、正直、以前公共下水道を埋めた状態のまま非常に老朽化が進んでいるという状況もございますので、ゾーン30プラスに併せまして、道路の舗装等も含めて検討していかなきゃならないというふうに思っております。

そういった意味で道路へのカラー舗装、またはイメージハンブ、またいろんなデバイスをどこにどうやってつけるかというのは今後検討させていただいて、新年度予算のほうで盛り込みができればというふうに思っておりますので、その点御理解を賜りたいと思っております。

具体的に、どの道路かというところとちょっとまだ明言はできませんが、今でも主となる昔の役場のすぐ南側の道路とか小学校の西側の道路、こういったところは大きな要素になるころだと思いますので、そういったところを中心に検討をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 再々質問を許します。

〔1番議員挙手〕

1番 北村一磨君。

○1番（北村一磨君） 国土交通省からは可搬型のハンブの貸出し等も行っておりますので、そういったところで、試験的な設置も可能というふうに聞いておりますので、そちらも御検討願えればと思います。以上です。

○議長（谷口輝男君） これで、1番 北村一磨君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 田中由紀子君。

〔5番 田中由紀子君 一般質問〕

○5番（田中由紀子君） それでは、認定こども園等の新築事業の概要とミニ公園についてと県のパートナーシップ宣誓制度を利用しやすくするためにの2点について御質問をさせていただきます。

1. 認定こども園等の新築事業の概要とミニ公園について。

本年度と来年度で認定こども園等の新築事業が行われます。事業完成までのスケジュールと予算規模、財源を伺います。

6月議会の町長答弁で、こども園だけでなく他の機能を併設して子育て環境を図ると述べられました。一体どのような概要になるのか、分かりやすく説明をお願いします。

母子保健事業では、健診からプレママ、ひよこママ交流会、キッズビクス、離乳食実習まで多岐にわたる事業が「やすらぎ」で行われていますが、これらも新築した施設に移行するのか

伺います。その場合、様々な事業を行う十分なスペースが必要と考えますが、確保できるのか伺います。子育て支援の拠点にするには、親子が集まりやすい環境整備が必要だと思えます。そのためにも、遊具や砂場、手洗い、ベンチなどを設置したミニ公園を整備できないか伺います。

2. 県のパートナーシップ制度を利用しやすくするために。

この9月から岐阜県がパートナーシップ制度を始めました。一般的にパートナーシップ制度とは、同性同士の結婚が認められていない日本で、自治体が独自に性的少数者や事実婚のカップルに対してパートナーシップの関係である宣誓を認め、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。関係団体の調査では、今年6月末の時点で全国328自治体が導入し、日本人口の70.9%で利用できるようになっていています。5月末時点では、5,171組にパートナーシップ宣誓受領書が交付されているそうです。法的な効力はなく、主要7か国で唯一同性婚を認めていない日本での法制化が求められているところです。

そこで、以下の点について伺います。

①関ヶ原町が行うサービス利用がどうなっているか。

②制度を利用しやすくするためには、町民への周知とともに、まずは役場全体の理解を深めることが重要と考えます。担当課だけでなく、職員全体で研修を行うべきではないか。

③町内の医療機関や福祉施設などでも利用できるよう働きかけてはどうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、1点目の認定こども園等の新築事業の概要とミニ公園についての御質問につきましては、後ほど住民課長から答弁をいたさせます。

私からは、2点目の県のパートナーシップ宣誓制度を利用しやすくするために、について答弁をさせていただきます。

岐阜県パートナーシップ宣誓制度は、お互いの人生において相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束したパートナーの関係にあるお二人が県知事に対して宣誓し、県から宣誓者に対し、受領証が交付されます。宣誓者は受領証を提示することにより、行政や民間において様々なサービスを利用することができるということになっている制度でございます。

1点目の本町でのサービスの現状でございますが、本町では今のところ町営住宅の入居申込みに関して、9月1日の施行に合わせてパートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方に、御利用ができるということにしております。そのほかのサービスにつきましては現在調整をしている状況でございますが、少しでも多くのサービスを利用していただけるよう検討をしている段階でございますので御理解賜りたいと思えます。

2点目の町民への周知及び職員への研修につきましては、制度の意義や、今後も拡大されるであろう様々なサービス、これは整備の段階でございますが、それを踏まえて取組をしていきたいと思っておりますし、広報紙やホームページにおいて周知を図ってまいりたいと思っております。

また、職員に対しましても同様の制度周知に加え、しかるべき時期に研修を実施してまいりたいと思っております。

3点目の医療機関、福祉施設でも利用ができるような働きかけでございますが、公立の施設を除く医療機関等においては、それぞれ関係団体の県医師会とか県病院協会等より案内がされておりますので、今のところ、町としては考えておりません。今後の動向などを鑑みながら、必要に応じて町内各機関や施設への働きかけも検討していきたいと考えているところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

私からは、認定こども園等の新築事業の概要とミニ公園について答弁をさせていただきます。まず、1点目の事業完成のスケジュールと予算規模、財源についてです。

現時点でのスケジュールにはなりますが、令和5年度に基本設計、実施設計を完了し、令和6年、令和7年度で工事を実施、令和8年4月の開園を目標に事業を進めているところでございます。

予算規模についてでございますが、昨今の資材の物価高騰や附帯工事等を含めると約10億円前後となるのではないかと想定をしております。現在、基本設計を進めている中で、園舎等の配置計画上、敷地東側ののり面の造成が必要となった場合、さらに事業費が膨らむ可能性がございます。

また、財源については、県の県産材利用促進補助事業の活用と過疎対策事業債を予定しております。

2点目の施設の概要についてですが、新しい認定こども園に併設する形で、現在やすらぎに設置している子育て世代包括支援センター機能、住民課内に設置している子ども家庭総合支援拠点機能、旧関ヶ原小学校附属幼稚園に設置している子育てコミュニティ機能を集約し、子ども・子育てに関するサービス、窓口のワンストップ化を図り、子育て支援のさらなる充実を図っていききたいと考えております。

3点目の母子保健事業も新しい施設へ移行するのか、十分なスペースは確保できるのかについてですが、健診業務を除く全ての母子保健事業を新しい施設へ移行する方向で、十分な活動スペースを確保できるよう関係者、また設計会社と調整を進めているところでございます。

4点目のミニ公園の整備についてでございますが、新しい認定こども園等の整備に当たり、

余剰地が生じた場合の活用方法として、ミニ公園の整備を検討しておりますが、今後設計を進めていく中で、建物の配置計画や規模の精査、見直し等により整備が困難になることも考えられますが、まずは充実した園舎等を整備することを最優先に事業を進めてまいりたいと考えておりますので御理解をいただければと考えております。以上でございます。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） それでは、1番の認定こども園等の質問について再質問を行います。

いわゆる保育園だけじゃなくて、子育て支援の拠点にするということだと受け止めました。

確認なんですけど、昨年の9月に改定された児童福祉法で、子育て世帯に対する包括的な支援体制強化の中に、こども家庭センターですね。先ほど言われた、子育て世代包括支援センターと子どもの総合支援拠点、この2つを一体的に進めるということでこども家庭センターの設置に努めるというふうにありますけど、この位置づけでいいのかどうか伺います。

それから、子育て支援のさらなる充実という点では、私たちが昨年末に行いました町民アンケートで、こういう御意見をいただいているんです。

緊急時の子ども預かりや母親の病院や息抜きの預け先がなかったり、預ける理由の対象外だったり、非常に子育てがしにくい。たくさん子どもを欲しくても、関ヶ原だと無理だと感じてしまいます。祖父母がいなくて旦那も仕事、一人孤独に育児をしている人もいます、という意見。関ヶ原町は育児がしにくい町です。頼れる人がいなくて母親ばかりが孤立します。こういうちょっと厳しい御意見をいただいております。

それで、子育て充実という点では施設をしっかりとすることは大前提としながら、その支援の内容も同時に充実をしていかなければならないと思っています。

そこで2点。

1つは、一時預かりのリフレッシュタイム。今は、親さんが病気とか、やむなく子どもを見られなくなった場合にしか一時預かりを認めていないようですけれども、いわゆるリフレッシュタイム、子どもとずっと、孤独に育児する中でちょっとほっとしたいというふうなリフレッシュタイムでの一時預かりが必要ではないかというふうに思いますが、その辺をお伺いします。

それから、病児・病後児保育、これはいろいろ前も質問させていただきましたが、養老とかを見ますと、他市町の施設と提携をして始められております。この2点について、どうしていかれるのか伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

まず、最初のこども家庭センターの件でございます。

現在のやすらぎの子育て包括支援センターと住民課の子ども家庭総合支援拠点の機能を併せた機能ということで、こども家庭センターという位置づけになってくると思います。まず、その両方の機能を維持した上での組織を見直しまして、遅くとも令和8年4月のこども園開設に合わせて、間に合うようにこども家庭センターを設置したいと思っていますところでございます。

次の一時預かり事業についてのリフレッシュタイムの一時預かりの制度の関係なんですが、現在、町のほうにおきまして一時預かり事業というのを実施しております。

現在、保護者の疾病、その他やむを得ない事情により保育が必要な場合にお預かりする事業で、1号認定でお預かりしているお子様の保育時間を超えて具体的には現在13時までの保育時間でございますが、13時以降も保育を行う事業の幼稚園型と在園時以外、保育園に通って見えない方の小学校就学前の子どもについて保育を行う事業、一般型と2つあるんですが、今もでございます。議員御指摘のように、様々な事情の御家庭もあると思いますので、また子育て支援の観点からも今後、事業の内容等見直しをするように現在検討をしているところでございます。

2つ目の病児・病後児保育ですが、こちらのほうは保護者の方が御都合により病気や病気の回復期のお子様を御家庭で保育することができないとき、病院、診療所に併設した専門のスタッフのいる施設で一時的にお預かりをする事業でございます。お預かりできる児童は1歳から小学校3年生までのお子様で、医師の診察によって利用が可能であると判断された方でございます。

本町では現在そのような施設はございませんので、広域連携によりまして他市町との協定によりまして委託事業という形で実施をし、本年4月より神戸町さんと協定を締結し、神戸町の高田医院のオーロラさんというところで事業を行っているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 一時預かりについては、今検討していただいているということですので、実際に拡充された場合には、親さんにとっては大変喜ばれると思いますので、大々的に広報していただきたいというふうに思います。

それから、病児・病後児保育をこの4月からやられておるということで、ちょっと広報がなかったように思いますが、1か所だけではちょっと使いにくいのではないかとこのように思ひまして、もう少し、大垣市とか、垂井はちょっとやってみえないみたいですが、そういう施設を増やしていくべきではないかと思ひますので伺ひます。

それからミニ公園ですけれども、やっぱり今度造る施設が保育園だけじゃなくて子育て支援、あそこに行けば子育ての悩みを聞いてもらえるし、困ったことについて相談に乗ってもらえる

というような位置づけにするのであれば、やっぱり日頃からその施設に身近に慣れ親しむということが非常に大事だと思います。その意味でもミニ公園は必要だと思いますし、子育ての拠点と言いながら公園がない町というのは、ないわけではないですけども、やっぱりそういうのが必要だと思いますが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

私のほうから、病児・病後児の件でございます。

周知等の件でございます。十分ではなかったかもしれませんが、保育園の保護者の方にはチラシを配付し、また住民課窓口においても設置をしております。また、ホームページ等、「広報せきがはら」の5月号に掲載のほうはさせていただいていたところがございます。

現在は神戸町さんとだけの協定ということでございますが、ほかの市町さんの実情を聞いていましてなかなか難しいということで、岐阜市さんのほうで協定をしてみえるところもあるんですが、なかなか遠いところがございますので、近隣市町ではなかなか難しいところがございますが、また今後調査しまして協定を結ばせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） ミニ公園でございますが、先ほども答弁したように、今スペース等の確保ができれば設置するという方向で検討はさせていただいております。ただ、どの程度の対象の子、いわゆる小さな、本当に保育園に上がらない子どもを連れてきて、その子どもをちょっと遊ばせながら自分は相談するとか、そういったこともあろうかと思っておりますので、その内容等はそんなに大きなものはできないと思っておりますので、遊具をちょっと置く程度ということになるかもしれませんが、できるだけそういった御要望に沿えるようなちょっと遊べるということ。それから、保育園へ送り迎えに来たときに小さなお子様が、子連れで見えたときにちょっとそこで時間を過ごすとか、そんなことができればいいなというふうに思っておりますので、そういった意味で検討させていただいているという状況でございますので、まだ確約的なことはちょっと言えませんが、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 2項目めの再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 県から話があって導入されるまで2年8か月ぐらい……。

ごめんなさい。昨年2020年12月の県議会で、知事が初めてパートナーシップ制度導入を表明しました。それから2年と8か月あるんですが、その間、県は専門家等のワーキンググループ

で様々な検討をされてきたというふうに聞いております。市町村とのやり取りもあったし、県民に対する啓発活動もされてきたというふうに言ってみますが、そういう中で、9月1日から始まったときにホームページを見たら、お隣の垂井町は幾つか利用できるサービスがあったんですが、関ヶ原はなかったということで、ちょっと大変私はショックを受けたんです。

ぜひ、利用しやすくするためには、本当に地域社会の理解促進が大変大事だと思いますし、今回の制度導入が大きく前進させるための一歩になるというふうに思いますので、先ほど職員の研修もしたいと述べられましたので、ぜひお願いしたいと思います。

それで最後ですが、市町村間でサービスの違いがありますので、ほかの町でこのサービスはやっているけど、うちではやっていないサービスというものの違いは分かるんですが、同じサービスがありながら、こっちでは使えて、こっちでは使えないということも出てくるのかと思うんですが、その辺はどういうふうに調整されていくのか伺います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 県のほうがパートナーシップの宣誓をされたということで、町のほうで独自に宣誓制度を設けるんじゃないしに、県に準じた形で県のほうで申請されれば町のほうも適用するという形で運用を始めたいというふうに思っているところです。

その中で、町のできるサービスの中で、いわゆる婚姻ではない状態のパートナーシップという形で、共同生活というか一緒に生活をされる方に対するサービスというものは何ができるかと。これは法律的に抵触するようなことはちょっと今のところ、やってはまずいだろうということで、今できることを検討させていただいているところでございます。

そういった意味におきましては、先般、札幌地裁で判決がありましたけれども、北海道においてはパートナーシップ制度において扶養義務の項目はない。検討されていない段階で認めろというのは無理だということで却下されております。しかしながら、よその自治体ではそれを支給しているというところもあるということでございまして、その県であるとか市町村ごとにその制度の規約制定段階において差があるというのは、実際あるんだろうなというふうに認識をしたところでございます。

そういったことから、関ヶ原町におきまして、現在の規則とか町の条例、また県の条例等において、じゃあ何ができることで、何が想定されていないか、こういったことも十分検討した上で実施をしていきたいというふうに思っているところでございます。

こういった社会の流れの中で、そういう宣言をされて一緒に生活をされる方、これからも増えてくるんじゃないかというふうには思います。しかしながら、現行の法律という枠の中で婚姻とは違うということは明らかにこの宣誓制度で認めたこととなりますので、その差がどこまで縮められるかというのはこれからの施策展開において求められるところだというふうに思っ

ておりますので、今後もそういった意味で、差を考えながらも充実を図ってまいりたいと思っ
ているところでございます。その点を御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これで、5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

続きまして、2番 吉田仁君。

〔2番 吉田仁君 一般質問〕

○2番（吉田 仁君） 議長のお許しを得ましたので、定住対策の促進について一般質問をさせ
ていただきます。

質問の要旨、人口減少が進む中、令和元年以降の年間出生者数は20人を切るという誰も経験
したことのない事態となりました。このことは、全国の自治体が抱える大きな課題であると認
識はしておりますが、当町の強みは関ヶ原という高い知名度があること、J R 東海道本線の駅、
名神高速道路のインターチェンジ、南北に走る国道等を有する交通の要衝であること。さらに
昼間人口が夜間人口を上回ることが上げられます。これは、当町から町外へ働きに出る人より
も町外から町内へ働きに来ていただける人のほうが多く、町内企業には雇用力があります。町
外在住者の当町への移転を促し、職住近接を図ることは企業にとってもメリットがあります。

また、町内の若い人が新居を探したが、関ヶ原町によい物件がなく関ヶ原を出たという話も
耳にいたします。このことから、良好な分譲地の開発を定住対策事業として取り組めないもの
か伺います。また、この事業に過疎債を活用できないのか、見解を伺います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、定住対策の促進について答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、当町は交通の利便性が高く、製造業を中心に雇用力が確保されている
ことから、職住近接に関する施策を進めることで人口の社会減を緩やかに抑制できる可能性が
あると考えております。

一方で、全国的に出生数が減少し、少子化が一層深刻化しており、当町においては、令和3
年4月に町内全域が過疎地域に指定された後においても、自然減の拡大と社会減の両方に起因
した人口減少が進んでいる現状でございます。

昨年度策定した総合計画後期基本計画の中でも、人口減少問題は最重要課題と取り上げ、若
者、特に子育て世帯が移り住みたくなるようなまちとなる環境づくりを進めていく必要がある
と考えております。

分譲地の開発につきましては、民間分譲宅地開発支援奨励金制度を実施し、民間事業者の力
を借りながら宅地開発を進めているところでございます。この民間分譲宅地開発支援奨励金制
度も含む移住・定住の支援につきましては、関ヶ原町過疎地域持続的発展計画で位置づけてお
り、過疎債の活用も可能でございますが、町が直接行う宅地等の整備事業において、譲渡を予

定しているものについては過疎債の対象にはならないとされております。

移住・定住の促進につきまして、移住定住促進住宅支援事業補助金、親・子世帯同居住宅リフォーム補助金、結婚新生活支援金、空き家リフォーム補助金など、当町に移住する方に対する様々な支援制度を設けているところでございます。

今後、人口減少対策また移住・定住の促進につきまして、様々な分野において検討していく必要があるため、引き続き全庁的に取り組んでまいります。以上、よろしくお願いたします。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許します。

〔2番議員挙手〕

2番 吉田仁君。

○2番（吉田 仁君） その過疎債の適用は、譲渡を前提とした場合には適用できない、このことは理解をいたします。本来分譲地は新しく入られた方が費用負担するのであって、そこに過疎債が適用されると町はその7割をまた後から交付税で算定されるというような事態になれば、ちょっとそこのところに難しいところがあるのかなということで理解はいたしております。

ただ、分譲地が本当に今、今後関ヶ原の中で人口を増やすために最も有効な手段だということとは私自身いつも考えておりますし、これの実施に向けて質問をしておきますが、この取組についてどう取り組むのか、どのぐらいの計画をもって取り組んでいただけるのか、お答えいただければと思います。

また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法というのがございまして、これが時限法なんですけど、その中でいろんなメニューがございまして、過疎債以外にも補助金の事業のメニューがいっぱいあるんですね。その中で、定住促進団地整備事業というのがございまして、過疎地域内での定住促進のための住宅団地の造成については国からの補助金が出ると。また、定住促進空き家活用事業というのもございまして、これは過疎地域内の空き家を移住者等のために行う住宅改修工事、これがやっぱり400万円程度、1軒、補助金が出るということでございますので、こうした補助金も大いに活用していくべきだというふうに考えますが、どのようにお考えですか、お伺いをいたします。

次に、この定住対策の実施により、実施したときに若い人、在住者や町内の若い人が新居を探すときに関ヶ原町に行っている、これは先の話になりますけど、その周知ですね。分譲住宅の周知とか、それに対する働きかけとか、業務がどんどんと多くなると思いますし、歴女の方にも、関ヶ原に住みたいと言っておられる方も私はお会いしたことがございますし、住むところがないとか働く場所がないとかというような話がございましたけど、そういったことを今の体制で進めていく。まだ、今も言いましたように過疎事業の中には多くのメニューがありますので、それを精査してそれをこの関ヶ原の町に見合った中でどう採用していくかということも大きな仕事でございまして、今の兼務の状態ではこれを続けることはなかなか難しいんじゃない

いかと思います。担当部局の拡充をお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。よろしく申し上げます。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 御提案のように、過疎対策事業だけじゃなしに、国のほうの定住促進施策を使った補助メニューを使った事業展開ということも考えていかなければならないというふうには思っております。

その前段階として、今までは町単独の事業という形の中で、先ほど申し上げましたような住宅の移住・定住対策として補助メニューをつくりながらやらせていただいているというところでございます。議員御指摘のように、大きな金額で利用できるというようなメニューに該当するようなものが町のほうで活用できるということであれば、それは十分活用しながら進めてまいりたいと思っております。

また、関ヶ原町は、おととしからやっと過疎指定地になりまして過疎債が活用できるということになりました。ただ、その前は過疎にはならない状態の中で財源も非常に厳しいという状況の中で、町単でそういった補助メニューを使っても残りの事業費をどうやって捻出するかということが、非常に課題が大きい状況でございます、なかなか進んでいなかったというのも現実でございます。

現在は過疎指定になって、そういった補助とか交付金メニューが活用できるようになった段階においては、今まで以上に積極的に取り組んでもいいのではないかとというふうに思っているところでございます。

先ほど言いましたように、土地の分譲に関しましては譲渡を目的という前提がございますので、ちょっと町でやるのは難しいとは思いますが、引き続き民間の方に助成金を出しながら進めていただければと思っております。

一方で、住宅施策そのものを町営住宅で若者向け、こういったものについてはこれから検討してもいいんじゃないかと。ただ、先ほど言いましたように、譲渡を前提にというのはちょっと無理だと思いますので、家賃をいただきながら長く住んでいただくということがどうやったらできるかということもちょっと検討させていただいて、予算化ができればなというふうに今思っているところでございますが、いずれにしても、来年すぐに建てるというわけにはいきませんので、そういう勉強時間をいただきたいと思っております。

また、職員の配置につきましても、そういったことが実現可能として取り組むとなれば、やはり兼務というのはちょっと厳しいと思っておりますので、新たにそれを中心とした業務をやっただく方、こういうのを配置しなければちょっと難しいかなというふうに思っておりますので、その点につきましても、やっぱり検討させていただいて、やる段階においては専従、また職員増に

はなりますけれども、御理解いただきながら進めてまいりたいと思っていますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 再々質問を許します。

〔2番議員挙手〕

2番 吉田仁君。

○2番（吉田 仁君） 失礼します。

質問というか、準備の段階からやっぱりその全ての職員に人口の減少に対する認識を持って
いただいてですね。その窓口、窓口で、自分のやっておることが本当に人口を増やすために何
ができるかという認識を持っていただくということも大変重要なことだと思いますので、その
準備段階からそれに関する部局というのが1人、専任ぐらいであってもいいのかなと思います
ので、よろしくお願いいたします。お答えは結構です。

とにかく関ヶ原総合計画の後期基本計画に上げられた最重要課題でございます。

人口減少問題への対応ということになっておりますので、職員、住民、議会が一丸となって
その現状を認識して、話し合いを重ねながらこの難局に挑んでいきたいという思いでおりますの
で、町長の本気度を示していただきたいと思い、一般質問を終わります。

○議長（谷口輝男君） これで、2番 吉田仁君の一般質問を終わります。

続きまして、3番 子安健司君。

〔3番 子安健司君 一般質問〕

○3番（子安健司君） 議長のお許しをいただきましたので、私は人件費の抑制についてお伺い
をいたします。

先般、厚生労働省は最低賃金引上げを公表し、全国平均で1,004円となり、岐阜県では10月
1日より910円から950円と40円の引上げになります。

関ヶ原町では、時給910円の方からそれ以上の方も見えますが、最低賃金に達していない方
について、一律に950円に引上げをされるのか、それ以外の方についても全体的に40円引上げ
をされるのか、町としての対応をお伺いいたします。また、この改定に伴い、令和6年度の人
件費の金額にどの程度影響があるのか、今年度と同様の職員体系として、分かる範囲でお伺い
いたします。

財政力指数を上げ、経常収支比率を下げるためにも、人件費、人件費比率の抑制は大きな課
題であり、喫緊の課題でもあります。しかし、2020年より始まった会計年度任用職員制度、ま
た今年度より公務員の定年延長が開始されるなど、人件費だけを考えると増え続ける傾向にあ
ります。今後の人件費の抑制のためには、新規採用の在り方、会計年度職員の採用、60歳を迎
えられた方の勤務体制についてなど将来を見越した計画が必要になるかと思えます。そして、
今後、人口減少に見合った職員数の検討、人件費の抑制にもしっかりと取り組んでいただき

いと思います。

そこで、今後の人事、人件費について。

まず令和6年度の予算に対する方針、そして短期的、中期的、長期的なビジョン、施策などがあればお伺いをいたします。以上です。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） 人件費の抑制について答弁させていただきます。

まず最低賃金改正に伴う対応でございますが、改正により会計年度任用職員の号給が最低賃金を下回った場合は適切に対応する必要があることから、最低賃金を下回っている職員のみ10月から号給を引き上げる対応をしていきます。

また、現在最低賃金を上回っている職員は、現時点では見直しの対象とはしておりませんが、次年度、令和6年度4月において、それぞれの職の基礎号給について見直し、検討をさせていただきます。

次に、この最低賃金の改定に伴う令和6年度の人件費への影響でございますが、今回、岐阜県の最低賃金が910円から950円へ40円引き上げられたわけでございますが、今回の見直しの対象職員は18名で、1人約10円前後の引上げとなり、最低賃金改定に係る人件費としては大きな影響はないと見込んでおります。

次に、今後の人事、人件費についてでございますが、人事関係におきましては、現在保育士を除く一般行政職員の年齢構成を見ますと、50代が42%、40代が28%、30代が18%、20代が12%と、約70%が40代以上の職員となっております。在職者の年齢構成の偏り、不均等が生じている状況でございます。

また、定年延長制度の導入により定年退職が65歳となることを考慮し、一時的には職員数は微増となることもあろうかと思いますが、将来の行政運営を確保するため、短期的には年齢構成の不均等の是正を考えながら年齢構成の平準化のため、安定した職員確保に取り組みたいと考えております。

中長期的には、今後新たな行政課題への対応や新たな行政サービスの内容など、改めて業務内容を計測しながら会計年度任用職員を含め、必要な人的資源を計算し、人材確保に取り組もうと思っております。定年延長となる職員につきましては、今まで培った職務能力、職務経験を有効に活用することができる勤務体制の構築を図ってまいりたいと思います。

また、人件費でございますが、職員の給与に関しましては、全国の市町村の給料月額を比較するため、国の職員構成等を用いて同一条件に置き換え比較する指数で、国を100としたときにそれぞれの市町村がどれぐらいの指数であるかを示すラスパイレス指数です。これが令和4年4月1日で当町は91.4であります。県内市町村の平均が97.4であり、県内では42市町村で最

下位のところとなっております。

しかしながら、議員御指摘のように、人件費削減の必要性については十分理解しておりますので、令和6年度を含め、今後も職員の働くモチベーションの向上を図るとともに、人事院勧告制度を尊重する基本姿勢に立ちながら時間外勤手当の精査や縮減、そして会計年度任用職員の配置の見直しなど、適切な人件費の抑制に努めてまいりたいと思っております。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許します。

〔3番議員挙手〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） まず、最低賃金の引上げについてですが、対象となる職員さん、それから一緒に働いておられる方になるべく、不公平感とか不平不満などが出ないようにしっかりとした説明と対応をお願いしたいと思います。

それから、人事、人件費。

特に人件費についてですが、ごめんなさい。今の答弁ではいろいろな対策を考えておられるということですが、具体的な施策等が今のところないような感じを受けました。令和3年度、令和4年度と人件費比率は18%程度だったかと思いますが、これは近隣の市町村と大体同じような数字で、基準は低いほうがいいかとは思いますが、多分妥当なところではないかなとは思っております。しかし、将来的に人口減少、それから高齢化等により予算規模が減ってきたときに人件費も減らないと、人件費は上がってしまうということになるのではないかと思います。

私どものような企業とか事業であれば、効率化とかそういうことによって従業員を減らしたりとか、就業時間を減らしたりということで人件費を抑えることが可能であります。自治体ではなかなかそういうわけにはいかないと思います。

会計年度任用職員さんの話も出ましたが、比較的容易に調整できるかとは思いますが、当町の会計年度任用職員さんは専門的な仕事をされている方が多いのではないかなと思ひまして、人数を減らすこともちょっと難しいのではないかなと思ひます。職員数を減らすことも難しいですし、単価を下げることももちろんできないという前提の中で、どのように人件費の抑制を考えておられるのか、もう少し具体的なことがあればお伺いをしたいと思います。

それから、これから定年される方が出ない年が1年置きに発生するわけですが、将来の職員の年齢層のバランスもしっかり考えていただいて、今おっしゃられたとおり取り組んでいただきたいと思ひます。

いま一度、答弁があればお願いいたしたいと思ひます。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 人件費が高いという御指摘は十分認識をいたしているところでございます。

しかしながら、先ほど答弁いたしましたように、現在の関ヶ原町の職員構成の割合が非常に高齢の、高齢については職員に申し訳ないですが、ちょっと高いほうでだんご状態になっていると。逆に若いほうが本当に少ないという状況でございます、10代ごとでいえば、理想としていえば25%ずつで、20代は25、30代も25というような形でいければ非常にいいなという状況になるんですけれども、今現状はそうではない。

しかも、今後定年延長制が入ってくるとまた、65歳までの5年間分の職員がいましばらくおるといことになりますので、若い職員を入れるというのは非常に物理的には厳しいというのは理解するところでございますが、将来を考えたときに、やはり将来町の事業が運営できないという状況になってはこれはもう本当に駄目だと思いますので、やはりそういったところも踏まえて職員の採用については努力してまいりたいというふうに思っておりますので、その間、職員の人件費については増えるというふうになるかと思えます。

それにつきましても、関ヶ原町のように人口の少ない町にとっては予算規模も当然少なくなります、よその市町と同じような業務内容はしなければならない。対象となる住民が少なくなるというだけで、業務そのものはなくなるわけじゃございません。そこら辺を御理解いただいた上で、いかにその業務、事業内容は変わりませんが事業のボリュームは減るということで兼務ができるかとか、そういったことで対応をどれだけできるかということは今後の課題として取組をさせていただくということになるかと思いますが、あまりにも兼務をやり過ぎると、逆に町がやるべき仕事として事務処理をするだけで新たな発展的事業を展開することができるかということは、十分考えていただきたいと思えます。

町としては、やっぱりこの町がどんどん人口が減っている状態の中で、何とか人口を維持、また増やす方向にするにはどうするかと。やっぱり積極的に事業展開することが重要な部分もあろうかと思えます。そういった意味においては、やはり人的資源というものは非常に大事でございますので、そういった意味では事業をするために人材は確保していく。これはもうやむを得ないと思えますので、その点御理解賜りたいと思えます。

一方で、そうではないところですね。例えば、今は会計年度任用職員の中でいろんな事務をやっただいておりますけれども、そういった内容について一般職員でない部分で、精査して整理ができるという状況であれば、それは整理をさせていただいて少しでも人件費の縮減には努めさせていただくと。

また、職員もいろいろな担当のほうの仕事の忙しいときとか、暇なときとありますが、そういったときの時間外勤務ですね。こういったものについても何とか短くできるような体制を整

備しながらやっていただくように指導してまいりたいと思っております。

それからもう一つは、今の時代はDX（デジタルトランスフォーメーション）の時代でございまして、いろんな事務が機械化とか、コンピューター処理によってできる可能性が広がってきております。そういった機能については十分に活用させていただきながら、人的なものではない部分については事業をスムーズにできる部分もあろうかと思っておりますので、そこら辺については努力させていただいて、人件費じゃなしに物件費のほうに増えるかもしれませんが、御理解賜りながら進めさせていただくということでございますので、人件費を無制限に増やすとかそんなことは一切考えておりませんが、今現状においては、しばらくの間は微増していくということについては本当に申し訳ないですけれども、御理解賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これで、3番 子安健司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時10分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 関ヶ原町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（谷口輝男君） 日程第3、関ヶ原町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

関ヶ原町選挙管理委員会委員及び補充員は、9月28日が任期満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

関ヶ原町選挙管理委員会委員に、藤墳秀則君、野村基子君、國枝利博君、小谷好廣君、補充員に、1番順位、吉田茂喜君、2番順位、中野美保子君、3番順位、牧村昭伸君、4番順位、兒玉千恵美君、以上8名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました諸氏を関ヶ原町選挙管理委員会委員及び補充員の

当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸氏を関ヶ原町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と決定いたしました。

なお、選挙人名簿につきましては、ただいま配付いたします。

〔名簿配付〕

日程第4 議案第73号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第4、議案第73号 町道の路線変更についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第74号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第5、議案第74号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第6、議案第75号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第83号から日程第15 議案第91号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第7、議案第83号 令和4年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、議案第91号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

本案につきましては、決算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 松井正樹君。

○決算審査特別委員会委員長（松井正樹君） それでは、お許しを得ましたので、決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第83号 令和4年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第91号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についてを審査するため、決算審査特別委員会を令和5年9月8日及び11日の2日間、役場大会議室において委員全員の出席により開催いたしました。

会議事件説明のための出席は、福安会計管理者兼税務課長、澤頭総務課長、高木企画政策課長、兒玉産業建設課長、難波地域振興課長、山田教育課長、西村住民課長、徳永診療所事務局長兼医療保健課長、吉森介護事業課長、坂東水道環境課長で、職務のための出席者は、谷口議長、関東議会事務局長、小寺書記であります。

各会計の審査につきましては、歳入歳出決算書に基づき歳入についての質疑を行い、その後、歳出について関係する各担当課長への質疑を行いながら決算内容について慎重に審査を行いました。

審査の結果、付託を受けました9議案のうち、議案第84号 令和4年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成4、反対1、そのほかの8議案については、全会一致で監査委員の報告のとおり認定するに差し支えないとの結論に達し、9月11日午前11時16分に委員会を終了いたしました。

なお、一般会計及び特別会計、水道事業会計の決算審査における要望事項の内容については、お手元に配付したとおりでございますので、朗読は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口輝男君） ただいまの委員長報告にありました要望事項に対して、理事者側の考え方を伺います。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、令和4年度一般会計及び特別会計決算の決算審査特別委員会における要望事項について回答させていただきます。

歳入につきましては、人口減少などにより税収への影響が懸念されることから、町有財産の有効活用やふるさと納税の体制強化により自主財源を確保するとともに、国・県の動向に注視し、より有利な事業展開ができるよう努め、過疎債につきましても、財源の一つとして将来への財政負担状況を見据えた上で、過疎地域持続的発展計画に基づいて有効に活用していきたいと考えております。

町税、各保険料等の徴収対策につきましては、これまでも各担当課が連携して取り組んでまいりましたが、より強固な徴収体制を確立し、財産調査や差押えなどの処分を行い、収納率の向上を図りながら公平性の確保に努めてまいります。

歳出につきましては、事業推進の諸要件により不用額が生じるような場合においては、減額補正を行うよう心がけておりますが、年度末にかけての事業運営上、予算の見込みが難しい場合等、結果的に多額の不用額が生じている場合もございます。今後につきましても、引き続き年度末での事業費見込みについて十分精査し、可能な限り適切な減額補正等の処理をしてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

各種団体等への補助金につきましては、令和4年度の決算状況を踏まえ、補助金等の効果、公共的必要性、有効性、公平性などについて再点検し、次年度予算に適切に反映し、予算執行につなげられるよう努めてまいります。

また、各特別会計においては、独立採算の原則を意識し、保険料や使用料、サービス利用料などの収入を安定的に確保するとともに、経常経費を見直すなど費用の縮減に努め、健全な財政運営を実施してまいります。

今後も、総合計画に基づき優先課題を明確にし、成果の見える行財政運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、水道事業会計についてでございます。

まず、未収金対策についてでございますが、これまでと同様、納付期限経過後の督促や催告、納付相談の実施により早期の納付促進に努め、催告に応じていただけない滞納者に対しては、給水停止措置を実施することにより未収金の累積を防止し、未収金対策に努めてまいります。

次に、有収率の向上についてでございますが、昨年度は69.3%で、前年度より4.3%悪化をいたしました。これは、野上地区において発生した大規模な漏水が有収率の低下の原因と考えております。また、当町の有収率は全国平均より低い水準にあるため、今後も漏水調査の実施による漏水箇所の把握による早期修繕対応、老朽管路の計画的な更新により有収率の向上に努めてまいります。

最後に、安定経営と計画的な施設設備の更新についてでございますが、藤古川水源はダム湖に依存しており、近年の集中豪雨による土砂流入により、ダム湖への土砂堆積量が増加し、取水の確保が問題となっております。安心・安全で安定した水の供給のために、第4次拡張事業の推進は急務と考えておりますが、現状の設備の維持、更新費用を含め、新たな設備投資に多額の費用が生じるため、経営状況は厳しさを増すものと考えられ、有効的な投資効果を検証しながら経営戦略、第4次拡張事業に基づいて安全な水の供給と経営に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（谷口輝男君） これより各議案ごとに順次、委員長報告に対する質疑を行い、採決まで行います。

最初に、議案第83号 令和4年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第84号 令和4年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質

疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

初めに、反対討論から許します。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 令和4年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

2年ごとの財政運営の中、令和4年度は後期高齢者医療保険料が値上げされました。その最大の理由は世代間の給付と負担の公平性というものです。若者と高齢者を対立させて給付と負担を競い合わせる議論にはそもそも無理があります。若者もいずれは年を取っていきます。収入も限られていきます。全世帯が生活しやすくするためには、過去最大の内部留保を獲得している大企業や富裕層への応分の負担と軍備拡大による防衛費などの無駄遣いをやめて、医療、福祉にこそ予算配分することだと思えます。値上げした決算には賛成しかねます。

以上、反対討論といたします。

○議長（谷口輝男君） 次に、賛成討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり認定するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第85号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第86号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第87号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第88号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第89号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第90号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議案第91号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第16 議案第92号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第16、議案第92号 関ヶ原町功労者の選定についてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第92号 関ヶ原町功労者の選定について。

本町の功労者に次の者を選定したいので、議会の同意を求める。令和5年9月21日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

特別功労賞。住所、関ヶ原町大字松尾40番地の1。氏名、淡川貞夫。生年月日、昭和12年7

月21日。

○議長（谷口輝男君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第92号の関ヶ原町功労者の選定について御説明申し上げます。

本年11月3日に開催予定の町功労者表彰におきまして、地域自治組織の振興・発展に御尽力いただきました淡川貞夫氏を特別功労者に選定いたしたく、関ヶ原町表彰条例第4条第2項により、議会の同意を求めるものでございます。

議案資料の1ページに功績調書をつけさせていただいておりますが、平成10年4月から令和2年3月までの22年間の長きにわたり自治会長に在職され、特に在職中の平成28年度から4年間、関ヶ原町自治会連合会会長として地域住民と行政をつなぐかじ取り役として地域振興に御尽力をいただき、町の特別功労者としてふさわしい方であると考えております。何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第17 議案第93号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第17、議案第93号 工事施行協定の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第93号について御説明申し上げます。

本年5月2日、議案第45号にて議決をいただきました名神高速道路と交差する関ヶ原町管理

の山中跨道橋撤去に関する設計及び工事の施行協定において、材料費等の増加により協定金額の変更をいたしたく、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 児玉産業建設課長。

○産業建設課長（児玉勝宏君） 議案第93号 工事施行協定の変更についての詳細説明を申し上げます。

令和5年5月2日、議案第45号で議決を得ました工事施行協定金額1億1,000万円を5,500万円増額し1億6,500万円に変更いたしたく、お願いするものでございます。

本協定は、関ヶ原町大字山中地内にある名神高速道路と交差する関ヶ原町管理の山中跨道橋撤去に関する設計及び工事を今年度と来年度の2か年で、中日本高速道路株式会社との間において工事施行協定を締結し、実施しているものでございます。

現在はデザインビルド方式により撤去工事の発注準備をしている段階でございますが、昨今の材料費及び人件費の高騰により発注額が上がるのが予想されるため、協定額の変更をさせていただきます。

議案資料の2ページをお願いいたします。

こちらは工事施行協定の変更協定書の写しでございます。

第1条におきましては、協定額の変更について定めております。附則におきまして、関ヶ原町議会の議決を経るまでは仮協定といたし、議決を経て本協定として成立する旨を規定しております。

以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第94号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第18、議案第94号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第94号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結する。令和5年9月21日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 契約の目的、関ヶ原町民体育館耐震補強工事。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約の金額、3億2,428万円。

4. 契約の相手方、岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490番地の113、株式会社藤塚工務店、
代表取締役 藤塚茂郎。

○議長（谷口輝男君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第94号について御説明申し上げます。

関ヶ原町民体育館耐震補強工事について、去る9月8日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。その結果、株式会社藤塚工務店が落札いたしましたので、契約金額3億2,428万円で同社と請負契約を締結いたしたく存じますので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、教育課長から説明いたさせます。

○議長（谷口輝男君） 山田教育課長。

○教育課長（山田 勝君） 失礼します。

議案第94号 工事請負契約の締結について御説明をさせていただきます。

議案資料その2の4ページをお願いいたします。

町長から説明がありましたとおり、関ヶ原町民体育館耐震補強工事につきまして、先般、指名競争入札を行いました。指名業者は5社、結果、株式会社藤塚工務店が消費税込み3億2,428万円で落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定による条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

工期は、議会議決の日から令和6年12月20日までの2か年継続の事業となります。本年度の工事といたしまして、外壁及び2階天井裏のアスベスト除却工事、外壁のひび割れ調査、モルタル撤去など、また補強部材の製作などを今年度予定しております。次年度に、鉄骨工事、耐震補強部分の工事、内部改修工事、スロープ、玄関等外構工事を予定しております。

なお、本工事につきましては、文部科学省の令和5年度学校施設環境改善交付金1,599万円の交付決定を本年6月1日に受けております。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 工期ですけど、実際に工事を始めるのはいつ頃かというのと、それから令和6年12月20日に終わるということですけど、工事のやり方が変わってその工期が縮まったのかどうかというのが分かれば。

○議長（谷口輝男君） 山田教育課長。

○教育課長（山田 勝君） 失礼します。

工事の工程につきましては、実際の工事というのがどこからかというところ、難しいところですけども、外部に足場を架けたりというような工事は10月中旬から始まってまいります。

あと、工種・工法の変更による工期の変更というものについては、屋根を外すということがなくなったのでその点については短くなっておりますが、冬場も挟まりますので、余裕を持って来年12月20日までということで工期は設定をいたしました。以上です。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） 町道は認定してあるので、その辺の通行止めとか、いつからいつまで使えなくなるとか、そのようなことを皆さんに周知徹底するなら回さなあかんと思うんですが、その辺、何か考えがあればよろしくお願いします。

○議長（谷口輝男君） 山田教育課長。

○教育課長（山田 勝君） 町道の件につきましてはの御質問ですが、工事の詳細の打合せについては、まだ工程会議等を開催しておりませんので、ただいま御指摘のありました点については、地域の方に御迷惑にならないように事前に周知を徹底したいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

体育館の利用につきましては、定期利用の団体につきましては、去る9月16日から町内の関ヶ原小学校、中学校、今須体育館等に振り替えてといたしますか、移動して活動を続けていただいております。以上です。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時41分

再開 午前11時07分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第19 議案第95号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第19、議案第95号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第95号について御説明申し上げます。

歳出に、岐阜大学医学部附属病院と国保関ヶ原診療所における病診連携の一環として、診療と研究を目的とする電子カルテ連携機能対応のための業務委託料143万円を追加し、歳入歳出それぞれ6億1,025万6,000円とする令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 失礼いたします。

それでは、議案第95号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）につきまして御説明をさせていただきます。

追加の議案書の7ページをお願いいたします。

歳出の医業費、医療費、診療費、委託料143万円は、先ほども町長から説明がございましたが、岐阜大学病院のPHRシステムを利用するに当たり、国保関ヶ原診療所の医療情報システムにおける電子カルテとデータ連携のための業務委託料となります。

岐阜大学病院と国保関ヶ原診療所における病診連携で、診療と研究を目的とするものであり、

患者さん等の利用者自身が医療情報を自己管理するシステムであるパーソナル・ヘルス・レコード、略称でPHRと呼びますが、同システムとオンライン診療を組み合わせた新たな取組として、地域医療の課題に取り組んでいくものでございます。

なお、財源による歳入につきましては、前年度繰越金により同額の143万円を計上させていただいております。今後は、オンライン診療の導入により栄養指導の介入とか、健康増進に資する情報提供などということで幅広く活用をするなど大学と連携しながら地域医療の課題に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

何とぞ御理解賜りまして、慎重審議をよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第95号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に上程されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（谷口輝男君） これをもちまして、令和5年第4回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時11分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 谷 口 輝 男

会議録署名議員 吉 田 仁

会議録署名議員 子 安 健 司